

《 障害者虐待防止法について 》

○ 法の目的は？

障がい者の権利利益の養護
養護者への支援

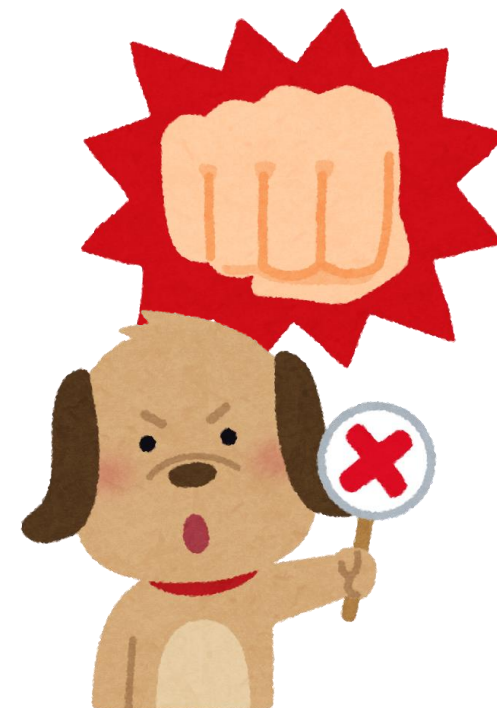
○ 「障害者虐待」の定義は？

(1) 養護者による障害者虐待

(2) **障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**

(3) 使用者による障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、(2)、(3)の両方に該当



○ どんな行為を虐待というのか？(第2条6～8)

(1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

【令和3年度～障害福祉サービス等報酬改定】

①記録の整備 + ②研修の実施、③指針の作成、④身体拘束適正化委員会の開催

※不備があると、身体拘束廃止未実施減算の対象となる

(2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
人目に付きにくい場所を選んで行われることや、本人や家族が人に知られたくない、二次被害への恐れから告訴・告発、周囲への相談・通報に至らず、実態が潜在化しやすい。

【令和5年7月～「警報及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」施行】

「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」の適用要件が改正。心身の障がいがあることにより、同意しない意思形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、**5年以上の有期拘禁刑に処する。**

○ どんな行為を虐待というのか？(第2条6～8)

③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置(ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待)に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

○ どんな人であれ、これらの虐待行為をしてはならない
= 障害者に対する虐待の禁止(第3条)



○ 通報義務（第7条養護者、16条障害者福祉施設従事者等、22条使用者）

障害者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

- 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者虐待の通報を妨げるものではありません。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。
- **通報することは、「虐待した職員を罰し、法人や施設に損害を与えること」ではありません。**
あなたの通報がきっかけで、利用者の被害が最小限に留められるかもしれません。虐待した職員にもやり直しの道が残されるかもしれません。施設や法人の行政処分や損害賠償請求に至らずに済むかもしれません。支援の質の向上につながる契機となるかもしれません。

那覇市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課 相談グループ）
098-862-3275（平日日中） 098-867-0111（夜間・休日）




令和3年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 54、表 55）

被虐待者 956 人のうち、障害支援区分のある者が 68.5%を占めていた。「区分6」が全体の 31.0%と最も多く、次いで「区分5」が 13.4%、「区分4」が 10.7%であった。また、行動障害がある者が全体の 36.2%を占めていた。

区分があがるにつれて増加

表 54 被虐待者の障害支援区分



| | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | なし | 不明 | 合計 |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 人数 | 4 | 38 | 87 | 102 | 128 | 296 | 201 | 100 | 956 |
| 構成割合 | 0.4% | 4.0% | 9.1% | 10.7% | 13.4% | 31.0% | 21.0% | 10.5% | 100.0% |

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

表 55 被虐待者の行動障害の有無

| | 強い行動障害がある※ | 認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある | 行動障害がある | 行動障害なし | 行動障害の有無が不明 | 合計 |
|------|------------|-------------------------|---------|--------|------------|--------|
| 人数 | 219 | 20 | 107 | 304 | 306 | 956 |
| 構成割合 | 22.9% | 2.1% | 11.2% | 31.8% | 32.0% | 100.0% |

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 60）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が64.5%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が54.8%、「倫理観や理念の欠如」が50.0%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も2割超となっている。

表 60 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

| | 件数 | 構成割合 |
|------------------------|-----|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 431 | 64.5% |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 366 | 54.8% |
| 倫理観や理念の欠如 | 334 | 50.0% |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ | 147 | 22.0% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 165 | 24.7% |

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった31件を除く668件に対するもの。

《 障害者差別解消法について 》

○ 法の目的は？

- ・ 障害者基本法の差別の禁止を具体化するもの
- ・ 障がいのある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共生する社会の実現につなげること

○ 内容

| | 行政機関等 | 事業者 |
|------------|-------|-----------------------|
| 不当な差別的取り扱い | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 | 義務 | 努力義務⇒義務 (令和6年4月より) |
| 環境の整備 | 努力義務 | 努力義務 |

○ 事業所に求められること

(1) 研修の開催

障がい者に対して適切に対応し、また障がい者等からの相談に的確に対応するために、法令や障がいに関する理解を促進すること

(2) 相談体制の整備

障がい者等から相談を受けたときに対応する相談窓口(担当者)を決めておく＝組織的に対応

参考：障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集

- 内閣府では令和4年度調査研究事業において、有識者等による検討会での議論の下、国や地方公共団体の相談窓口等担当者が相談対応業務を行うに当たり、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料として、令和4年度に「相談対応ケーススタディ集」を作成。
- 本ケーススタディ集では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」の法定判断の検討プロセスをフロー形式で示しつつ、法の考え方等を解説。あわせて、具体的なケースを10件（いずれも架空の場面設定）用意し、各ケースをフローに沿って検討・解説を行っている。
- 相談窓口等担当者だけでなく、障害者や事業者が法の考え方の理解を深めるための参考資料としても活用可能。



内閣府
令和5年(2023年)9月

【ケーススタディ集】 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>

参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関するその他の参考資料

- 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

- 障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

- 行政機関等や事業者が障害者に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」など、障害者差別解消法に定められている事項について解説したポータルサイトを令和4年3月に公開。令和5年5月には同サイト上で参考事例を障害種別等で検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」も公開。



- 合理的配慮の提供等事例集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

- 関係省庁や地方公共団体等から収集した事例等を基に障害種別や場面ごとに整理した事例集を、令和5年4月に改訂。



- 事業分野相談窓口（対応指針関係）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

- 各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を整理した相談窓口一覧表を令和5年5月に公開。

| 分野 | 相談窓口 | 対応指針 |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 農林水産 | 農林水産省 農林水産政策局 農林水産相談センター | 農林水産省 農林水産政策局 農林水産相談センター |
| | 農林水産省 農林水産政策局 農林水産相談センター | 農林水産省 農林水産政策局 農林水産相談センター |
| 建設 | 国土交通省 国土政策局 国土政策相談センター | 国土交通省 国土政策局 国土政策相談センター |
| | 国土交通省 国土政策局 国土政策相談センター | 国土交通省 国土政策局 国土政策相談センター |
| 福祉 | 厚生労働省 労働政策局 労働政策相談センター | 厚生労働省 労働政策局 労働政策相談センター |
| | 厚生労働省 労働政策局 労働政策相談センター | 厚生労働省 労働政策局 労働政策相談センター |
| 教育 | 文部科学省 教育政策局 教育政策相談センター | 文部科学省 教育政策局 教育政策相談センター |
| | 文部科学省 教育政策局 教育政策相談センター | 文部科学省 教育政策局 教育政策相談センター |
| 経済産業 | 経済産業省 産業政策局 産業政策相談センター | 経済産業省 産業政策局 産業政策相談センター |
| | 経済産業省 産業政策局 産業政策相談センター | 経済産業省 産業政策局 産業政策相談センター |
| 環境 | 環境省 環境政策局 環境政策相談センター | 環境省 環境政策局 環境政策相談センター |
| | 環境省 環境政策局 環境政策相談センター | 環境省 環境政策局 環境政策相談センター |
| その他 | 総務省 行政政策局 行政政策相談センター | 総務省 行政政策局 行政政策相談センター |
| | 総務省 行政政策局 行政政策相談センター | 総務省 行政政策局 行政政策相談センター |